

答申第 35 号
令和元年 11 月 26 日

高崎市監査委員 様

高崎市情報公開審査会
会長 阿部 圭司

高崎市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

平成 30 年 3 月 7 日付けで諮問のありました下記審査請求について、併合して別紙のとおり答申します。

記

諮問番号：諮問 第 40 号、第 42 号、第 44 号

平成 29 年 11 月 20 日付け（第 230 - 1 号）「行政文書非公開決定」

平成 29 年 9 月 19 日付け（第 172 - 1 号）「行政文書非公開決定」

平成 29 年 9 月 19 日付け（第 172 - 1 号）「行政文書非公開決定」

に係る審査請求

別紙

諮問番号：諮問第40号、諮問第42号、諮問第44号

答申番号：答申第35号

答 申 書

第1 審査会の結論

高崎市監査委員は、審査請求の対象となった非公開決定を取り消し、非公開とした行政文書について、法人名等の非公開情報を除き改めて公開の決定を行うべきである。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書公開請求

審査請求人（以下「請求人」という。）は、別表の項番1から3の（う）欄に記載の年月日に、高崎市情報公開条例（平成14年高崎市条例第42号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、高崎市監査委員（以下「実施機関」という。）に対し、別表の項番1から3の（え）欄に記載の旨の行政文書公開請求（以下「本件各請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件各請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）について、別表の項番1から3の（か）欄に記載の年月日に、それぞれ行政文書非公開決定（以下「本件各処分」という。）を行い、非公開の理由をいずれも次のとおり付して請求人に通知した。

（非公開の理由）

条例第7条第4号に該当

請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるため。

3 審査請求

請求人は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）に基づき、本件各処分を不服として、実施機関に対し、別表の項番1から3の（く）欄に記載の年月日に審査請求（以下「本件各審査請求」という。）を行った。

4 弁明書の送付

実施機関は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、別表の項番1から3の（け）欄に記載の年月

日付けで弁明書を請求人に送付した。

5 反論書の提出

請求人は、行政不服審査法第9条第3項において読み替えて適用する同法第30条第1項の規定に基づき、別表の項番1から3の(こ)欄に記載の年月日付けで反論書を提出した。

6 諮問

実施機関は、条例第19条第1項の規定に基づき、高崎市情報公開審査会(以下「審査会」という。)に対し、別表の項番1から3の(い)欄に記載の年月日付けで本件各審査請求事案の諮問を行った。

7 意見書の提出

請求人は、条例第24条第1項の規定に基づき、審査会に対し、別表の項番1から3の(さ)欄に記載の年月日付けで意見書等を提出した。

8 口頭意見陳述の実施

審査会は、条例第23条に基づき、本件各審査請求について、令和元年6月20日に、請求人に口頭による意見陳述を行わせた。同日、請求人から口頭意見陳述書が提出された。

第3 争点

本件行政文書を非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

第4 争点に対する当事者の主張

1 請求人の主張要旨

請求人は、審査請求書、反論書、意見書及び口頭意見陳述において、おおむね別表の項番1から3の(す)欄に記載のとおり主張している。

2 実施機関の主張要旨

実施機関は、弁明書並びに平成31年2月21日及び令和元年8月8日の当審査会における説明において、おおむね別表の項番1から3の(せ)欄に記載のとおり主張している。

第5 審査会の判断

1 争点

本件行政文書について、条例第7条第4号を理由に非公開とした実施機関の決定は妥当であるか。

(1) 本件行政文書について

実施機関が、本件行政文書として特定した文書は、請求人が平成28年4月11日付けで提起した住民監査請求（以下「本件住民監査請求」という。）に関し、実施機関が作成し、請求人にあて送付した「第70-1号 高崎市職員措置請求に係る監査の結果について（通知）」（以下「監査結果通知」という。）の素案である。

本件住民監査請求は、請求人の母の介護老人保健施設等への入所に関し、当該入所施設が高崎市から受領した施設介護サービス費等は、介護保険法が定める「偽りその他不正の行為」により支払いを受けたものであるとして、高崎市に対して当該入所施設からの介護報酬の返還と加算金の徴収を求めたものである。請求人は、本件住民監査請求において、栄養マネジメント加算に係る栄養ケア計画書の利用者家族同意署名欄に記載された請求人の署名について、請求人本人が署名したのではなく偽造されたものだと主張し、当該署名に関する筆跡鑑定書を資料として提出している。

審査会が確認したところ監査結果通知の素案は、監査結果通知を作成するための検討案として、請求人の母の介護老人保健施設等への入所ごとに作成され、監査結果通知と同様に事実関係と監査委員の判断を記述したものである。当該素案には、監査結果通知では省かれた筆跡鑑定書に関して検討した内容が記載されている。

(2) 実施機関は、弁明書において本件情報を公開しない理由を、請求内容は監査の執行過程における協議等に関する情報であって、公開することにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、監査の適正な執行、特に監査の適正な結果を導き出すための合議の機能が損なわれるおそれが考えられ、監査に与える影響は大きなものがあるため、条例第7条第4号の非公開情報に該当すると主張している。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

ア 条例第7条第4号では、「市の機関並びに国、他の地方公共団体、独立行政法人等及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討、協議等に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え、若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」については、非公開情報と規定している。この規定は、市の機関並びに国及び他の地方公共団体の機関の内部又は相互間における審議、検討、協議に関する情報の非公開情報としての要件を定めるものであり、行政における内部的な審議、検討又は協議が円滑に行われ、適正な意思決定が損なわれないようにするものである。

イ 「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」とは、公にすることで、外部からの圧力や干渉等により行政内部の自由

かつ率直な意見の交換が妨げられ、意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合をいう。また、審議、検討等に関する情報については、意思決定が行われた後、一般的には当該意思決定そのものに影響が及ぶことはなくなるが、当該意思決定が政策決定の一部の構成要素であったり、当該意思決定を前提として次の意思決定が行われるなど、審議、検討等の過程が重層的、連続的な場合で、意思決定後であっても、政策全体の意思決定又は他の意思決定に不当な影響を与えるおそれがある場合には、本号に該当するものである。

ウ 本件については、すでに平成28年6月10日付けで監査結果通知が公表されており、意思決定が行われた後であるため、本件行政文書である監査結果通知の素案が、当該監査結果に影響を及ぼすことはない。

実施機関は、本件行政文書が公になると、将来予定されている同種の審議、検討等に係る意思決定に不当な影響を与えるおそれがあると主張しているが、監査結果通知と非公開とした本件行政文書の内容を比較したところ、大きな相違は、筆跡鑑定に係る検討内容の記載の有無であり、その他の内容はすでに公表されているところから、筆跡鑑定書を証拠として署名の偽造を主張するという特殊な事案についての検討内容が、審議、検討等の過程が重層的・連続的であるとも、今後の監査の審議、検討等の意思決定に影響を与えるおそれがある情報に該当するとも考えられない。

エ よって、本件行政文書は、公にすることにより、率直な意見の交換が不当に損なわれるおそれがある情報であるとは言えず、条例第7条第4号の非公開情報には該当しない。

オ ただし、本件行政文書中に記載の法人に関する情報については非公開情報に該当するため、これを除き公開すべきである。

2 結論

以上のことから、本件決定について、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

審査会の経緯（行政文書公開請求）

年 月 日	審 理 経 過 等
平成30年3月7日	諮問
平成30年3月26日	請求人からの意見書を受領
平成30年8月8日	調査、審議
平成31年2月21日	実施機関説明 調査、審議
令和元年6月20日	請求人による口頭意見陳述 調査、審議
令和元年8月8日	実施機関説明 調査、審議
令和元年9月26日	答申調整
令和元年11月26日	答申

高崎市情報公開審査会委員

会 長	阿部 圭司
副会長	田島 義康
委 員	有賀 長規
委 員	竹内 健
委 員	越澤 恭行